

# 小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金 公募要領

## 【趣旨】

顧客と対面型の営業を行う、経営規模が小さな飲食店、理容店等のサービス業や小売店などが営業継続・再開に向け導入する感染拡大防止のための取り組みを支援します。

## 【申請受付期間】

令和2年5月18日（月）から令和2年6月30日（火）まで

## 【申請書の提出先】

輪島商工会議所へ郵送

## 【問合せ先】

住 所 〒928-0001  
石川県輪島市河井町20部1番地1  
電話番号 0768-22-7777

輪島商工会議所

## 【補助対象者】

中小企業基本法に規定する会社で以下①、②のいずれも満たす、輪島商工会議所の管轄内に施設・店舗を有する事業者

①従業員20人以下（パート・アルバイト含む）又は事業場面積が100㎡以下

- ・従業員数は令和2年5月1日現在とします。
- ・「パート・アルバイト」には、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者を含みません。

②令和2年4月21日以前より以下の業種で事業を営む法人又は個人事業主

日本標準産業分類における大分類

- ・ H：運輸業、郵便業
- ・ I：卸売業、小売業
- ・ M：宿泊業、飲食サービス業
- ・ N：生活関連サービス業、娯楽業
- ・ O：教育、学習支援業

に該当する事業（公的機関は除く。）

※ 以下に該当する場合は本補助金の対象外となります。

・ 次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）

- a. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- b. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- c. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

・ 公序良俗に反する事業

・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等と関係がある場合等）

・ 石川県の休業要請対象事業者該当するが、要請等に応じずに営業を行っていた施設・店舗

## 【補助対象取組（事業）】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、飛まつ感染防止用具等の資材等を新たに導入するために係る経費

### 補助対象取組の具体例

- ◆美容室において、感染防止対策として新たに空気清浄機や加湿器を購入
- ◆飲食店において、客席の間に設置するビニールカーテンやアクリル板を購入
- ◆スーパーマーケットにおいて、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保つための床サインを施工

※ 飲食店等の厨房など食品取扱施設について大規模な改修を行う場合には、事前に保健所に届出が必要な場合がありますので、最寄りの保健所までご相談ください。

（なお、例示のビニールカーテン、空気清浄機、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保つための店内改修などは届出不要です。）

## 【補助内容】

補助上限 200,000円（補助率 4/5） ※千円未満切捨て

## 【事業実施期間等】

項目	開始	終了
受付期間	令和2年5月18日	令和2年6月30日
事業実施期間	令和2年4月21日	令和2年12月31日
実績報告書提出期間	事業完了日から14日以内 ※既に事業が完了している場合は、申請時に提出	

※令和2年4月20日以前に着手した取組（請求・支払行為）は対象外

## 【補助対象経費】

補助対象となる経費は、令和2年4月21日以降に事業開始（契約・発注・支出）した申請取組（事業）に必要な経費（税抜）で、令和2年4月21日から令和2年12月31日までに請求・支払行為が完了するもの。

なお、事業費は50,000円（税抜）以上とする。

### 補助対象経費の具体例

- ◆衛生対策に係る経費
  - ・客と店員を隔てる遮蔽のためのビニールカーテンや衝立の購入及び設置に係る経費
  - ・空気清浄機や加湿器の購入に係る経費
- ◆感染予防に係る経費
  - ・カウンターやテーブルの改修に係る経費
  - ・センサー式の水道蛇口の導入のための施工に係る経費
  - ・咳エチケットをお願いするポスターの作成に係る経費
  - ・客同士の距離を保つための床表示の資材購入に係る経費

## 注意事項

- ・ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- ・ 申請内容に虚偽がある場合、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。

## 【補助対象外経費】

人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

## 【申請手続】

交付申請書等の提出書類は、令和2年6月30日（火）（当日消印有効）までに、申請書提出先へ郵送してください。なお、交付申請書等は、輪島商工会議所のホームページからダウンロードできます。

次の①～⑤すべての書類を提出してください。

①交付申請書（第1号様式）

②役員等名簿（第2号様式）

（個人事業主は事業主本人を記載）

③対象要件を満たすことがわかる書類

a. 従業員20人以下：令和2年5月1日現在の勤務表、従業員名簿等

b. 事業場面積が100㎡以下：登記簿謄本、平面図、賃貸借契約書等

} a.bのいずれか

④導入する資材等の経費の見積書、領収書、ホームページやカタログ等

（品名、金額（税抜）、支払日（すでに支払が完了した経費のみ）がわかるもの）

⑤営業活動を行っていることがわかる書類

（法人の場合）次のいずれかの書類

前年の確定申告書（別表一）、

履歴事項全部証明書（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの）

（個人事業主の場合）次のいずれかの書類

前年の確定申告書（第一表）、開業届

※③、④、⑤についてはいずれも写し可。

## 【選考（評価）基準】

取組（事業）については、以下の事項を評価の基準とします。

①導入する資材等が感染拡大防止の効果が期待できるものであること

②営業継続、営業再開に向けた課題の対応策や妥当な計画が組み立てられていること

## 【選考結果の通知】

補助金の交付又は不交付の決定は、募集期間終了後、選考を行い、文書により各申請者に通知します。

- 1 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- 2 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

### 【実績報告書及び請求書の提出】

- 1 補助事業完了日から14日以内（土・日・祝日含む）（既に事業が完了している場合は、交付申請書と併せて）に次の①～⑤のすべての書類を輪島商工会議所に提出してください。
  - ①実績報告書（第3号様式）
  - ②請求書（第4号様式）
  - ③領収書やレシート（支払日、品名、金額（税抜）がわかるもの）
  - ④取組事業の成果物見本や写真等
  - ⑤振込先口座の通帳の写し（金融機関名、本・支店、口座番号、口座名義人がわかるもの）  
法人の場合は当該法人の口座、個人の場合は当該個人事業主の口座に限る。※③、④、⑤についてはいずれも写し可。
- 2 輪島商工会議所において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知及び補助金を支給します。

### 【その他留意事項】

- ・同一内容で、国、県、市町、その他団体（以下、「国等」という。）が助成（国等から受けた補助金等により、国等以外の機関が実施する助成を含む。）する他の制度（補助金、委託費）と重複する場合は対象となりません。
- ・同一法人・個人事業主が複数の補助金交付申請を行うことはできません。
- ・事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すと同時に、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- ・本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

### 【申請書提出先】

輪島商工会議所  
〒928-0001  
石川県輪島市河井町20部1番地1

### 【問合せ先】

輪島商工会議所  
電話番号 0768-22-7777